

TAKAHAMASHI

SHOKOKAI NEWS

【高浜市商工会報】

vol.220

発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp



2019. 1. 10

高浜市商工会会員数 = 972事業所 (平成30年11月20日現在)

新年のご挨拶

高浜市商工会 会長 石川伸



平成31年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。
今年から元号が新たになり、中・小規模事業者にとっては、
「働き方改革」、「消費税率引上げ」など、大きな変化が
ある年となります。

その中で、高浜市商工会は、今年度「会員経営実態調査」
と「消費者アンケート」の取りまとめを行い、その結果を踏まえ、
今後5年間に商工会が達成すべき役割、目標を「新商工会プラン
(仮称)」として策定し、地域の総合経済団体として、地域経済活性化と個社支援に積極的に
取り組んでまいります。

また、働き方改革に対応するための生産性向上対策や消費税対策など国や県の施策を有効活用
するため、各種補助金申請支援など伴走型の支援も引き続き積極的に取り組んでまいります。

新時代を迎え、高浜市商工会は、地域経済団体として、会員の皆様から必要とされる商工会を
目指して努力してまいりますので、本年も皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

商工会は税務、経理を的確にサポートします。

2019年10月より消費税率引き上げ、2020年より青色申告特別控除額が改正されます。

商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データーをもとに経営改善の提案、
節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

確定申告が始まります！お問い合わせはお早めに！

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

www.smrj.go.jp/skyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

